

全日本アンサンブルコンテスト山口県大会実施規定

山口県吹奏楽連盟

第1条（実施の時期）

全日本アンサンブルコンテスト山口県大会は、山口県総合芸術祭文化プログラムの一環として、山口県吹奏楽連盟に加盟する会員が参加して毎年12月若しくは1月に実施する。

第2条（実施期日及び会場等の決定）

常任理事会は、その年度の実施期日及び会場等必要事項を前年度2月までに決定し、総会で会員に発表する。

第3条（実施部門及び参加人員）

実施部門と参加人数は次の通りとする。

1 小学生の部	3名以上8名以内
2 中学生の部	3名以上8名以内
3 高等学校の部	3名以上8名以内
4 大学の部	3名以上8名以内
5 職場・一般の部	3名以上8名以内

第4条（資格及び演奏時間）

全日本アンサンブルコンテスト実施規定に従うものとする。ただし、1加盟会員から参加できるグループ数を当面の間制限する。このことについての詳細は、補則で定める。

第5条（資格の疑義）

出場グループの資格に疑義が生じた時は、理事長は該当グループの参加を認めないことができる。

第6条（表彰）

- 1 各部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。
- 2 小学生の部、中学生の部、高等学校の部及び大学、職場・一般の部の各部の最も得点の高いグループには、最優秀賞を贈る。
- 3 第4条に違反した団体は失格とし、奨励賞を贈る。

第7条（県代表）

- 1 中学生の部並びに高等学校の部、大学の部、及び職場・一般の部において、全日本アンサンブルコンテスト中国大会への県代表は、その実施規定に従い各部の出場グループの中から得点の高い順に理事長が推薦する。
- 2 小学生の部については、上部大会が実施されていないため、県代表として理事長が推薦することはない。
- 3 毎年5月末日までに加盟し会費を納入しない会員について、県代表として理事長が推薦することはできない。

第8条（県代表への推薦団体数）

全日本アンサンブルコンテスト中国大会へ推薦するグループ数は、中国吹奏楽連盟が定めた数以内とする。

第9条（審査員）

- 1 審査員は5名とし、理事長が委嘱する。
- 2 審査員の構成及び人選等については、別に内規で定める。

第10条（審査方法）

審査方法は、全日本アンサンブルコンテスト山口県大会審査内規による。

第11条（共催、後援及び協賛）

- 1 全日本アンサンブルコンテスト山口県大会実施に際し、理事長が必要と認めた場合に、共催、後援及び協賛団体をもつことができる。
- 2 賞状、賞品の贈与を受けることができる。

第12条（実行委員会）

全日本アンサンブルコンテスト山口県大会を実施するため、山口県吹奏楽連盟は実行委員会を組織する。

第13条（細目）

開催上の細目については、実行委員会が定める。

第14条（規定の改定）

この規定は、常任理事会の議決により改定することができる。

- 付 則
- この規定は平成16年4月25日より効力を発する。
 - この規定は平成30年6月 1日より効力を発する。（一部改定）
 - この規定は令和 5年4月21日より効力を発する。（一部改定）